

原子力防災会議

第1回議事録

原子力防災会議事務局

平成24年度（第1回）原子力防災会議

平成24年10月19日
10:15～10:30
総理大臣官邸4階大会議室

議事次第

- 議題1. 原子力防災会議運営要領（案）及び原子力防災会議幹事会幹事の指名について（審議事項）

- 議題2. 原子力災害対策指針の検討状況と方向性について（報告事項）

- 議題3. 原子力災害対策マニュアルについて（報告事項）

- 議題4. 地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアルの検討状況について（報告事項）

出席者一覧

議長	野田 佳彦	内閣総理大臣
副議長	藤村 修	内閣官房長官
副議長 (事務局 長)	長浜 博行	環境大臣 原発事故の収束及び再発防止担当 内閣府特命担当大臣 (原子力防災)
副議長	田中 俊一	原子力規制委員会委員長
議員	岡田 克也	内閣法第九条の第一順位指定大臣 (副総理) 行政改革担当 社会保障・税一体改革担当 公務員制度改革担当 内閣府特命担当大臣 (行政刷新)
議員	樽床 伸二	総務大臣 内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策、地 域主権推進) 地域活性化担当
議員	城島 光力	財務大臣
議員	田中 眞紀子	文部科学大臣
議員	三井 辨雄	厚生労働大臣
議員	郡司 彰	農林水産大臣
議員	枝野 幸男	経済産業大臣 原子力経済被害担当 内閣府特命担当大臣 (原子力損害賠償支援機 構)
議員	羽田 雄一郎	国土交通大臣
議員	森本 敏	防衛大臣
議員	平野 達男	復興大臣 東日本大震災総括担当
議員	小平 忠正	国家公安委員会委員長 内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全)
議員	前原 誠司	国家戦略担当 海洋政策担当 内閣府特命担当大臣 (経済財政政策、科学技 術政策、原子力行政、宇宙政策)
議員	下地 幹郎	郵政民営化担当 内閣府特命担当大臣 (防災)
議員	米村 敏朗	内閣危機管理監
議員代理	吉良 州司	外務副大臣

配付資料一覧

議事次第

- 資料 1－1 原子力防災会議運営要領(案) 骨子
- 資料 1－2 原子力防災会議運営要領 (案)
- 資料 1－3 原子力防災会議幹事会幹事 (案)

- 資料 2－1 原子力災害対策指針の検討状況と方向性について
- 資料 2－2 原子力災害対策指針に盛り込む事項のポイント

- 資料 3－1 原子力災害対策マニュアル改訂の概要
- 資料 3－2 原子力災害対策マニュアル

- 資料 4 地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアル（改定案）
概要

- 参考 1 原子力基本法（抄）
- 参考 2 原子力防災会議令（抄）
- 参考 3 原子力防災会議の概要について

(報道関係者入室)

(内閣総理大臣入室)

- 長浜事務局長（環境大臣） ただいまから第1回原子力防災会議を開催いたします。

この会議は、去る9月19日に施行された原子力基本法の改正により新設されたものでございます。同法の規定では、会議の事務局長に環境大臣を充てるとされており、私が事務局長として司会進行を務めさせていただきます。

まずは開会に当たりまして、本会議の議長を務めておられます総理から御挨拶をいただきます。

(開会挨拶)

- 野田議長（内閣総理大臣） 第1回目の原子力防災会議の開催に当たりまして、まず、私から一言御挨拶申し上げます。

原子力については、安全性を確保し、それをさらに高めていく努力を不断に追求していかなければなりません。そのため、先月には、原子力安全規制行政を刷新すべく、新たに原子力規制委員会が発足し、現在、安全規制の抜本的な見直しが進められているところであります。

これに加えて、安全神話に陥ることなく、万が一の事故等に至った場合をしっかりと想定し、各省庁の垣根を越えた防災体制を築き上げていくことも重要であります。

この原子力防災会議は、今回の原子力規制委員会とともに新たに創設され、各省庁間の連携・協力の推進のみならず、地域の防災対策の充実など、平時からの原子力防災について総合的な取り組みを進める場であります。

本会議の各議員の皆様方におかれては、原子力防災の充実・強化にしっかりと取り組み、国民の不安を解消し、万全の備えをしていただきたいと思います。

- 長浜事務局長（環境大臣） それでは、プレスの方々はここで御退出願います。

（報道関係者退室）

（議題 1）

- 長浜事務局長（環境大臣） それでは、議事に入ります。
本日の議題は、議事次第にある四つでございます。
まず初めに、「原子力防災会議運営要領（案）」について、原子力防災を担当する高山内閣府大臣政務官から御説明をお願いします。
- 高山内閣府大臣政務官 環境大臣政務官と併任で内閣府の政務官をしております、高山智司です。
長浜大臣を支える、原子力防災会議を担当する政務官を務めておりますので、「原子力防災会議運営要領（案）」について御説明いたします。
まずは、資料 1－1 に基づき、運営要領のポイントを御説明いたします。
資料 1－1 の 1. に記載しているとおり、このような会議体の通例に倣って、原子力防災会議を開くためには、議長の招集と議員の過半数の出席を要する旨を規定しています。
2. のとおり、議長が国内に不在などの場合であっても、会議を開く必要が生じる可能性も考慮いたしまして、議長の職務を副議長が代理できる旨を規定させていただきました。
3. のとおり、透明性確保の観点から、議事要旨及び議事録の公開原則を規定いたしました。
4. のとおり、会議の下に、各府省の局長級の事務方による幹事会を設置し、幹事を議長が指定する旨を規定いたしました。
指定する幹事につきましては、後ほど御説明いたします。
次の資料 1－2 でございます。これは、運営要領（案）の条項そのものでございます。
その次の資料 1－3 でございますけれども、幹事会幹事の議長による指定の案でございます。ここに列記している幹事候補は、いずれも、福島の事故が発生して以来、防災対策の見直しに関して、政府内の調整を積み重

ねてきたメンバーであり、この会議の幹事会の幹事に当たらせたいと考えております。

私からの説明は以上です。

- 長浜事務局長（環境大臣） それでは、原子力防災会議運営要領を、資料1－2のとおり決定すること、及び資料1－3のとおり幹事会幹事を指定することについて、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

- 長浜事務局長（環境大臣） ありがとうございます。

残る議題は報告事項となっております、最後にまとめて御意見・御質問を受けたいと思います。

それでは、議題2から順次御説明をお願いいたします。

（議題2）

- 池田原子力規制庁長官 原子力規制委員会から、原子力災害対策指針の検討状況について御説明させていただきます。

従来、防災対策に係る専門的・技術的事項等につきましては、原子力安全委員会決定により指針を作成していたところでございますけれども、資料2－1の1.に記載しておりますとおり、今般、原子力災害対策特別措置法の改正によりまして、原子力規制委員会が指針を策定することが法定されました。

原子力規制委員会では、早期の指針策定を目指して、現在検討しているところでございますが、その際、福島第一原発の各事故調査委員会の指摘事項や、今般の事故の教訓等を踏まえまして、指針に盛り込むべき事項を抽出しておりますけれども、そのポイントは資料2－2のとおりでございます。

重要な点につきまして説明いたしますと、まず、防災対策の重点区域を見直すことを挙げております。

具体的には、緊急時に即時に避難を行う区域、P A Zと呼ばれておりますけれども、そういう区域を導入しまして、その範囲の目安は原子力施設から概ね5 k mとすることを現在検討しております。

併せまして、モニタリングデータ等に基づいて順次避難、あるいは防護措置を行う区域、これをU P Zと呼んでおりますけれども、そういう区域を設定いたします。その範囲の目安は、原子力発電所から概ね30 k mとすることを検討しているところでございます。

また、対策の拠点となります、いわゆるオフサイトセンターにつきまして、その立地場所を見直すこと、あるいは情報通信や連絡機能を充実すること、放射線防護対策の強化などを求める方向でございます。

さらに、緊急事態への対応が十分でなかったことの反省から、訓練のあり方についても、いわゆるブラインド訓練の実施など、いざというときに役に立つ内容とすることを明確化していきたいと思っております。

今後、さらに検討を重ねまして、今月中には委員会として指針を策定する予定でございます。その後も、引き続き、継続的に検討を重ね、国際的な基準等を取り入れるなど、随時指針に反映していきたいと考えております。

(議題3)

引き続きまして、議題3の原子力災害対策マニュアルについて、原子力防災会議幹事会議長の立場として説明させていただきたいと思っております。

従来、このマニュアルは、危機管理関係省庁の局長級会議におきまして作成してきたところでございますけれども、今般の原子力防災会議の設置を受けまして、本会議の幹事会がこのマニュアル作成を引き継ぐこととしております。

今般の事故後対応の反省・教訓を踏まえまして、マニュアルの改訂に当たりましては、資料3-1の「主な改訂事項」に掲げたように、

まず、官邸の意思決定を強力にサポートする情報収集・技術的助言体制を構築する、

二つに、原子力施設の事故収束に専門的な対応を行う体制をつくり、

関係機関と連携する、

三つに、周辺住民の安全確保や生活支援などを行う体制を充実して、政府一体となって取り組む、

ということなどを中心に、関係機関の役割、調整の段取りなどを明確にして、円滑に活動できるように記述を行ったところでございます。

また、資料の2ページ目に図示しておりますとおり、大規模な地震が発生した場合などの警戒事象を発端として、法律上の段階に即しまして体制が充実するように、体制構築あるいは要員の動きについて、具体的に記述したところでございます。

特に、原子力事故が未だ生じていない初期の段階から、官邸、あるいは各拠点での情報収集体制を整えて、事故の通報が行われる段階では、官邸に主要なスタッフが集結して即時の対応ができる体制としているところが大きな改善点と考えております。

ただ、このような仕組みがしっかりと機能するためには、要員が習熟するための実践的な訓練が何より必要と思っております。今後、訓練実施を通じてマニュアルのレビューも行いまして、さらに充実を図っていきたいと考えております。

(議題4)

- 森本内閣府大臣官房原子力災害対策担当室長 引き続きまして、議題4、地域防災計画作成マニュアルの検討状況について、資料4を御覧いただきたいと思っております。

内閣府の原子力災害対策担当室という立場から、地域防災計画作成マニュアルの検討状況を御説明させていただきます。

都道府県及び市町村が作成される地域防災計画には、原子力災害対策に対応する一編が設けられてございます。その雛形となるマニュアルを、地域の一般防災を担われています消防庁と連携して、今、作成している途中でございます。今般、国の防災基本計画が改定され、また、原子力災害対策指針も近々策定されるということ踏まえまして、その内容を反映する

マニュアルに改訂したいと考えております。

マニュアルの変更の主なポイントを4点申し上げたいと思います。

1点目は、先ほど説明がありました、防災対策の重点区域の見直しを地域防災計画の中に反映していくということでございます。それらの区域につきまして、地域特性等に応じて設定できるように工夫したいと考えております。

2点目は、県域を越えた避難等に対応できる応援協力体制の構築、広域対応を視野に入れた予防対策を充実していきたいと考えております。

3点目でございますが、病院に入院されている患者の方など、対象に応じた多様で手厚い応急対策を準備するようにしたいと思っております。

最後に、除染あるいは放射性廃棄物の処理等、事後・復旧対策を視野に入れた対策を充実したいと考えております。

ほかにも多岐にわたりまして改善・充実する点はございます。原子力規制委員会において決定される指針の内容を踏まえ、速やかにマニュアルを策定して自治体に示したいと考えております。また、今後、マニュアルの内容も、さらなる指針の改定にあわせて随時改定したいと考えてございます。

以上でございます。

(質疑応答・意見交換)

- 長浜事務局長（環境大臣） これまでに御説明いたしました各議題について、御質問、御意見等ございましたら、よろしく願いいたします。
- 平野議員（復興大臣、東日本大震災総括担当） 原子力災害の、これからの対策のマニュアル、あるいは、避難計画や訓練等々というお話がございました。

これは大事なことでありますし、進めなければならないと思います。

ただ、原子力防災を含め、様々、防災マニュアルをつくる際には、何を念頭に置くかということをしつかりと考える必要があります。

東日本大震災の津波につきましては、昨年4月に検討会議を立ち上げ、

避難者がどのように行動したのかに力点を置いて、かなりの議論を進めています。

一方、原子力防災について申し上げれば、今回のような原子力災害が発生したのは、日本でも初めての体験でありまして、住民の避難に際しては、自治体も大変混乱しています。何よりも避難者が大変ではなかったかと思っています。

しかし、こうした避難者の視点に立った様々な調査ということについていえば、かなり手薄なのではないかと思っています。

旧原子力安全・保安院や国会の事故調査委員会などが、アンケート調査を行っていますが、中身がそんなに厚くはない、十分ではないと感じています。

何と云っても、今回の原子力災害の場合、被災者は、同一市町村内にとどまることなく、福島県全体にわたって散らばって動いたわけです。それのみか、6万人の方が全国に散らばって避難しているというのが実態です。

なぜ、このような状態に至ったのか、すなわち、今回の原子力災害によって、被災者が、どういう情報をどういう経路で得て、どういう判断の誰の指示で動いた結果、このように全国に散らばっていくことになったのかということ、しっかりと検証する必要があると思います。

今後は、本日のマニュアルの整備を皮切りに、随時マニュアルの見直しを進めていくことと思います。このマニュアルを更に良いものへと育てていく上で、先ほど申し上げた詳細な調査分析は相当しっかりやっておく必要があると思います。その調査結果を踏まえてマニュアルをレベルアップしていくことが大切であると思います。

私は、復興大臣と合わせて東日本大震災の総括担当大臣も担当する立場から、この調査を何とか実施すべく、内々の検討は行ってきています。

津波については、自治体に対する詳細なヒアリングや、1万人に対する、ぎっしりと詰まったアンケート調査が、間もなく、11月に出てきますが、かなり詳細な結果が出ています。それから、報道で取り扱われた情報も全部集めて、アーカイブ化するということも意識しながら取り組んでいます。原子力災害についても、こういった調査を是非行うべきだと思います。

調査の実施方法等々については、是非とも御相談させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

- 長浜事務局長（環境大臣） ありがとうございます。平野大臣の仰るとおり、レビューは大変大事だと思っておりますので、実効性のある避難計画という点を重視しながら、平野大臣とも御相談させていただければと思っております。

他に御発言はございますでしょうか。

（閉会挨拶）

- 長浜事務局長（環境大臣） それでは、最後に、原子力防災を担当する園田副大臣から、本日の会議の総括をお願いいたします。

- 園田内閣府副大臣 ありがとうございます。

私も、去年の事故発災以来、東京電力の本店に設置されました統合対策室、ここにおいて事故収束の対応に当たってまいりました。その際に、今、平野大臣からお話がありましたけれども、原子力施設の周辺の住民の皆様方、あるいは自治体の皆様方から、大変な御苦勞、あるいは御不安の声というものを聞かせていただいた次第でございます。

こうした経験からでございますけれども、政府による施策の充実をはじめといたしました地域の防災対策の体制・内容を整えていく、それとともに、抜本的に見直していく、この必要性があると強く感じた次第でございます。

そして、本日は、指針やマニュアルの検討状況などについての御報告がございました。重要なのは、この指針やマニュアルなどをつくり込む、これだけではなくて、やはり活動の準備や訓練の実施、こういったことに基づいて施策を推進して、防災対策を実効あるものにしていく、これが大変重要なことではないかと考えている次第でございます。

このため、今回、この防災会議が設置されましたけれども、議員の先生方、皆様方の各位をはじめといたしました関係府省庁の御協力が、やはり不可欠でございますし、この原子力防災会議を連携・調整の場として、し

っかりと活かしていく、そういったことが必要ではないかと考えているところでございます。

私といたしましては、この会議が実りあるものへと発展していくよう全力を尽くしてまいります。皆様方にも、今後ますますの御協力を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます、この第1回目の会議の、締めくくりの御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございます。

- 長浜事務局長（環境大臣） 本日は、大変、お忙しい中、ありがとうございました。これをもちまして、第1回原子力防災会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

以上